

施策名	大 事 項	不正改造車対策の推進	自動車技術安全部
	中 事 項		
	小 事 項		
施策の概要	<p>我が国の自動車保有台数は、平成27年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている。一方、昨年の交通事故による負傷者数は減少しているものの、死者数は15年ぶりに増加に転じており、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっている。</p> <p>特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、ディーゼル車の排出する黒煙、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し及び基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められてる。</p> <p>また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、国土交通省では車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現していくため、平成2年度から「不正改造車を排除する運動」を実施してきた。</p> <p>さらに、当該運動は、国土交通省及び自動車関係32団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となり、内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の協力を得て推進している。</p> <p>九州運輸局としても関係行政機関や関係団体と連携して啓発活動や取締りを強化し、整備命令制度や不正改造車・黒煙110番の活用等により不正改造車の排除に努めていくものとする。</p>		



<p>28 年 度 の 計 画</p>	<p>警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会その他の関係団体と協力し、人に危害を及ぼし、環境に悪影響を与える不正改造の撲滅にむけ、検査目標台数を10,100台として街頭検査の実施に努める。</p> <p>特に不正改造車を排除する運動の強化月間中については、関係各所へ運動への協力を要請し、各運輸支局において街頭検査の実施をすることで、不正改造車の排除について更に取り組みを強化するものとする。</p> <p>また、不正改造車の排除運動月間に限らず、不正軽油の排除を目的とした街頭検査を、各運輸支局で予定しており、不正軽油の使用を排除すべく、警察・県税事務所と協力して取り組みを行うものとする。</p> <p>近年、オートバイを不正に改造し暴走行為を行う集団が社会問題となっていることから、そのような車両の取り締まりを主においた深夜・早朝の街頭検査についても、警察と協力し実施することで、不正改造車の排除に努めていく。</p>
<p>27 年 度 の 実 績 と 評 価</p>	<p>平成27年度は、202回の街頭検査を実施し、検査台数11,752台中、202台の車両に整備命令を発出している。</p> <p>このうち、オートバイを不正に改造し暴走行為を行う集団を対象とした、深夜・早朝の街頭検査を8回実施し、検査台数20台中、18台の車両に整備命令を発出している。</p> <p>また、不正軽油の排除を目的とした街頭検査を管内6支局で行い、72台の車両について軽油の抜き取り検査を行っている。</p> <p>今後とも、警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会その他の関係団体と協力し、人に危害を及ぼし、環境に悪影響を与える不正改造の撲滅に努めていく必要がある。</p>